

長岡都市計画地区計画の変更

(長岡市決定)

都市計画青山北地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		青山北地区地区計画		
位 置		長岡市青山町、青島町、水梨町、前島町、撰田屋町の各一部		
面 積		約 8.9 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区はJR長岡駅から南へ約4.5km、周辺に南部工業団地が展開している地理的条件のもと、土地区画整理事業による工業・業務系の新たな市街地の形成が予定されている地区である。</p> <p>このため地区計画を策定することにより、土地区画整理事業の効果の確保と良好な市街地環境の創出を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を誘導することで用途の混在等による地区利便性の低下を防止することを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>地区全体として良好な工業系市街地の形成を誘導することとし、更に地区内の利便性向上、用途の混在防止を図るため、以下の3地区に細区分する。</p> <p>A地区においては、長岡市の基幹産業である電子機器部品等の加工組立工場を積極的に集積立地させることで、これら施設群の良好な生産環境を有した、長岡市南部地域の新たな産業拠点の形成を目指すものとする。</p> <p>B地区は地区内の幹線道路沿道に位置する地理的条件を勘案し、A地区と同様な工業系の土地利用を基本としながらも、地域事業者のための地区利便施設の立地を誘導し利便性の増進を図るものとする。</p> <p>C地区においてはA、B地区および当地区に隣接した工業専用地域等の工業系市街地の補完機能を担う地区として位置づけ、小規模軽工業系施設、事務所等の業務系施設、また事業者住宅等の立地を許容する複合的な土地利用を図る地区として位置づけるものとする。</p>		
	地区施設の整備方針	道路、公園、緑地については、土地区画整理事業により整備されたものを機能・環境が損なわれないよう維持、保全を図る。		
	建築物の整備方針	良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。また、敷地内には極力植栽を行い地区の緑化に努めるものとする。		
位 置		長岡市青山町、青島町、水梨町、前島町、撰田屋町の各一部		
面 積		約 8.9 ha		
地区の区分		A地区	B地区	C地区
地区区分の面積		約 4.3 ha	約 3.3 ha	約 1.3 ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。	次に掲げる建築物は建築してはならない。
			<ol style="list-style-type: none"> 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 共同住宅、寄宿舎又は下宿 店舗（卸売業を除く）、飲食店その他これらに類するもの 学校 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 病院 	<ol style="list-style-type: none"> A地区1から3及び5から15に掲げるもの 店舗（卸売業を除く）、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>8. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</p> <p>9. カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>10. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの</p> <p>11. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>12. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>13. 畜舎</p> <p>14. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場（電子機器部品等の加工組み立て工場を除く）</p> <p>15. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設</p>	
		建築物の敷地面積の最低限度	—	200㎡
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。</p> <p>ただし、道路端と敷地の間に法面等が存在し、道路に対する壁面の後退が不合理となる場合においてはこの限りではない。</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。</p> <p>ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は制限を緩和することとする。</p> <p>①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの。</p> <p>②車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3.0m以下のもの。</p>
		建築物の意匠の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色は、原色の多用を避け明るく落ち着いた色調とし、周辺環境との調和に努めるものとする。</p> <p>屋外広告物は、原則として事業所等の名称を表示するもので自己の用に供するものとし、色彩・表示については、周辺の景観との調和に努めるものとする。また、建築物一棟につき一カ所とする。</p>	
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する部分のかき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はフェンス若しくは鉄柵等で透視可能なものとする。</p> <p>ただし、道路面からの高さが1.2m以下のものにあつては、この限りではない。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」